

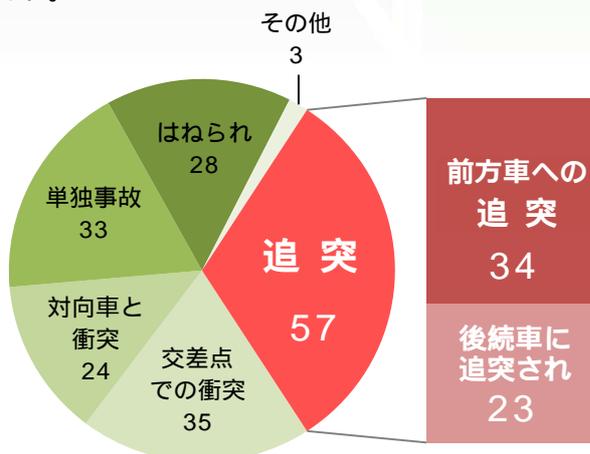
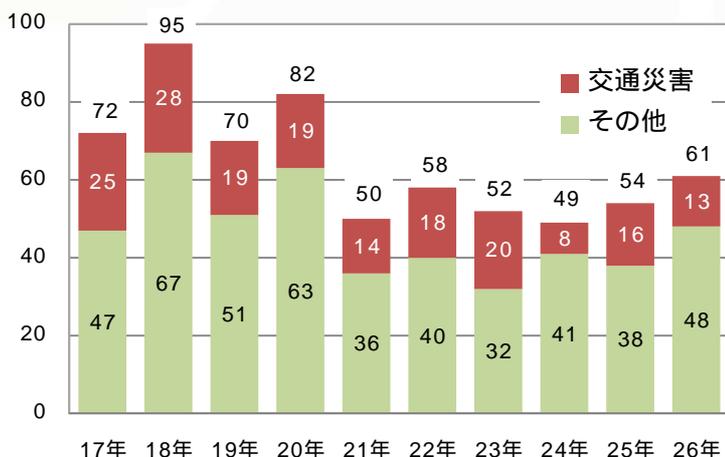
交通労働災害 防止のために！



死亡災害の状況

愛知労働局管内における死亡労働災害は、全般に減少傾向にあります。しかし、交通労働災害による死亡者数は明確な減少が見られず横ばいの状況です。

発生状況別にみると追突事故が最も多く、全体の32%を占めています。さらにそのうち「前方車への追突」が、全体の19%を占める状況です。



死亡・休業災害の状況

交通労働災害による死亡災害と休業4日以上の災害を合わせると、毎年500件前後で増減を繰り返しています。明確な減少が見られず憂慮すべき状況です。

交通労働災害ガイドラインの策定

厚生労働省は、平成20年4月に「交通労働災害防止のためのガイドライン」を改正し（平成25年5月一部改正）、交通労働災害防止を推進しています。

愛知労働局では、上記災害発生状況などを踏まえて、

「交通災害防止のために～愛知労働局版交通労働災害防止ガイドライン～」

を策定し、交通労働災害の撲滅を目差しています。

発生年	死亡	休業	合計
平成17年	25	495	520
平成18年	28	556	584
平成19年	19	530	549
平成20年	19	531	550
平成21年	14	482	496
平成22年	18	460	478
平成23年	20	464	484
平成24年	8	436	444
平成25年	16	435	451
平成26年	13	430	443
合計	180	4819	4999

1 事業者が実施する事項

事業者は、交通労働災害防止を進めるにあたり次に掲げる事項について、総合的な管理を行う必要があります。

総合的な管理を行うためには、「運行状況、作業状況等の実態の把握」を行うことが欠かせません。まずは、作業現場で何がどのように行われているのかを把握し、総合的な管理を目差しましょう。

運行状況・作業状況等の実態把握

1 管理体制の確立等

- 「安全管理者」、「運行管理者」、「安全運転管理者」等を選任し、その役割、責任及び権限を明確にする。
- 交通労働災害防止にかかる方針の表明、目標の設定及び計画の作成、実施、評価及び改善を行う。

2 労働時間等の管理、走行管理

- 適正な労働時間管理及び走行管理を実施する。
- 適正な走行計画を作成する。
- 荷役作業を行う場合のルールの策定と教育を行う。

3 教育の実施

- 雇入れ時の教育、日常の教育及び安全衛生教育を実施する。
- 運転者認定制度及び運転者の指名等の検討を行う。

6 健康管理

- 雇入れ時健康診断、定期健康診断等を適正に実施する。
- 健康診断結果に基づく事後措置を行う。
- 運転時の疲労回復に努めるよう指導を行う。

5 荷主等による配慮

- 貨物の増量、到着時間の遅延による再設定などについて、安全な運行の確保のため、荷主等と運送事業者が協働する。

4 意識の高揚

- ポスター等の掲示、優良運転者表彰制度等の導入を行い、交通安全に対する意識の高揚を図る。
- 交通事故情報、ドライブレコーダーの記録等から交通安全情報マップ等を作成する。

0 運行状況・作業状況等の実態把握等

全ての対策は、作業等の実態を把握するから始まります。運転者が実際に行っている運行や、荷役作業等の状況を調査し、把握しましょう。

1 交通労働災害防止のための管理体制の確立等

- (1) 交通労働災害防止のために、安全管理者、運行管理者、安全運転管理者などの管理者を選任し、役割、責任、権限を定め、管理者に対し教育を行う。
- (2) 安全衛生方針の表明及び目標の設定を行い、目標を達成するため、労働時間の管理、教育を含む安全衛生計画を作成し、計画を実施し、評価、改善を行う。

安全衛生計画（例）

前年度計画の反省	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクアセスメントへの取り組みが計画通りに行えなかった。 ● 作業方法の教育が十分でなく、災害が1件発生した。 ● 作成した走行計画に無理のあるものがあった。 		
安全衛生基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクアセスメントを基礎とした安全衛生管理活動を展開する。 ● 安全衛生教育を実施し、安全を第一とする人づくりを行う。 ● 適正な労働時間管理、走行管理を行う。 		
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクアセスメントの計画的な実施と、結果に基づく教育の実施 ● 交通事故、荷役作業中の墜落災害 ゼロ件 ● 適正な走行計画の作成と定期的な見直し 		
月間重点推進事項		実施事項	継続実施事項
1月	意識の高揚	● 年末年始交通安全運動	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全衛生委員会の開催 ● 時間管理、走行管理の実施 ● 始業点検、点呼の実施 ● 荷役作業のRAの実施
2月	健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康診断の実施 ● 面接指導の実施 	
3月	労働時間管理、走行管理	● 走行計画の作成、見直し	
4月	教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇入れ時教育の実施 ● 作業方法の教育の実施 	
5月	荷主等との連絡	● 荷主との連絡協議会の開催	
6月	意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ● 優良ドライバー表彰式 ● 安全週間準備期間 	
7月	労働時間、走行管理	● 走行計画の見直し	

2 適正な労働時間等の管理、走行管理

- (1) 疲労による交通労働災害を防止するため、改善基準告示を守り、適正な走行計画を策定し、運転者の十分な睡眠時間に配慮した労働時間の管理を行う。
- (2) 高速乗合バス、貸切バス事業者については、国土交通省が定めた交替運転者の配置基準を遵守する。
- (3) 適正な走行計画の作成にあたって、次の事項を記載する。

走行の開始・終了の地点、日時

運転者の拘束時間、運転時間と休憩時間

走行時に注意を要する箇所の位置

荷役作業の内容と所要時間（荷役作業がある場合のみ）

走行経路、経過地の出発・到着の日時の目安

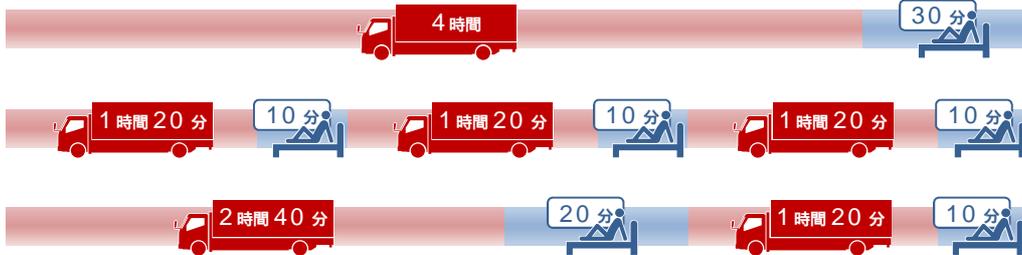
事業者が実施する事項のポイント

改善基準告示について

トラック運転者の運転時間の制限例

- 1 日の運転時間は **9 時間以内**（2 日ごと平均）
- 1 週間の運転時間は **44 時間以内**（2 週ごと平均）
- 連続運転時間は **4 時間以内**

運転開始後 4 時間の範囲内又は 4 時間経過直後に下図のような 1 回 10 分以上、合計 30 分以上の休憩等による運転時間の中断をしなければなりません。



その他、改善基準告示については、下記のパンフレット等を参考にしてください。

トラック運転者
タクシー運転者
バス運転者

の労働時間等の改善基準のポイント

平成 12 年 12 月 25 日労働省告示第 120 号 『自動車運転者の労働時間等の改善のための基準』

走行計画（例）

運行系統名 尾張 B 配達ルート

平成 年 月 日作成

運行管理者
印

時刻	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14	17:00								
時刻	8:00	8:15	9:00	9:20	10:00	10:20	11:00	11:45	12:00	13:00	13:10	13:30	6:30	16:40	17:00	
配達先（作業内容）	点検／点呼	出発	Aストア着 荷下ろし	Aストア発	Bストア着 荷下ろし	Bストア発	C倉庫着	C倉庫発	休憩 昼食	出発	Cストア着	Cストア発	荷下ろし	車庫着	点検／点呼	終業
所在地		小牧市	春日井市		瀬戸市		長久手市		(A通り 駐車場あり)	A食堂が便利		日進市		小牧市		
指示事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 台車積込の確認、服装の点検 ● 交差点左折時に注意（とくに 41 号線 交差点） ● 指差呼称の励行 ● 13:00 出発時に荷物積付の確認 															

3 教育の実施

- (1) 雇入れ時の教育において、交通法規、改善基準告示の遵守や睡眠時間の確保、体調の維持の必要性などについて教育を行う。
- (2) 日常の教育において、交通法規、改善基準告示の遵守や睡眠時間の確保、デジタル・タコグラフやドライブレコーダーの記録をもとに必要な情報等について教育を行う。
- (3) 運転業務を認める（教育指導の受講、試験合格など）運転者認定制度などを導入する。

4 意識の高揚

- (1) ポスターの掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会の開催などにより交通労働災害防止に対する意識の高揚を図る。
- (2) 交通事故発生情報、デジタル・タコグラフやドライブレコーダーの記録などに基づき交通安全情報マップを作成し周知する。



5 荷主等による配慮

- (1) 荷主等の事情による直前の貨物の増量による過積載運行を防止する。
- (2) 到着時間の遅延が見込まれる場合、改善基準告示に基づき到着時間の再設定等を行う。
- (3) 荷主等は、改善基準告示を遵守した発注を行う。

6 健康管理

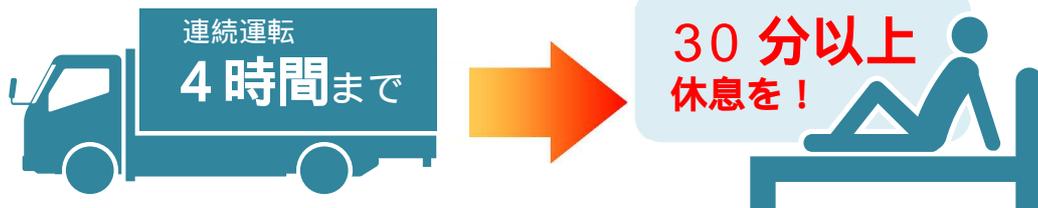
- (1) 雇入れ時健康診断、定期健康診断等を実施し、健康診断結果に基づく事後措置を行うこと。
- (2) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者については、医師の面接指導を行うとともに、労働時間の短縮等の対応を行う。

2 運転者が実施する事項

運転者は、関係法規を遵守するとともに、過去の災害事例等を踏まえて、以下の事項を実施してください。

1 睡眠と休息の確保

運転業務に支障がないよう適切な睡眠時間、休息を取ってください。



連続運転時間は4時間が限度です。その後30分以上の休息が必要です。

2 運転中の前方確認

運転中の前方確認を怠らないため、わき見運転や携帯電話を使用しないようにしてください。

(携帯電話を使用する場合には、ハンズフリーなど適切な措置を行ってください。)



3 車間距離の確保

走行速度に応じて、前方の車両との車間距離を適切に保ってください。



4 法定速度の遵守等

走行速度は、法定速度を遵守するほか、積載重量及び道路状況等に応じた適切な速度としてください。



高速道路での軽い事故や故障で、やむを得ず車を止めた運転手や同乗者が後続車にはねられる事故が急増中！高速道路は普通の道路とは違います。改めて車を止める危険性を確認しましょう！



路上で電話等をしているところを後続車にはねられる事故が増えています。



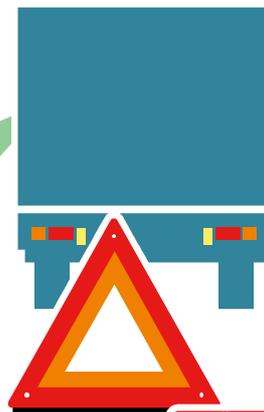
車内は安全地帯ではありません。
後続車に衝突され、命を落とすケースも少なくありません。



後続車に十分注意をしながら、速やかにガードレールの外側などの安全な場所に避難してください。

- ガードレールの外側など安全な場所に避難
- 発生した故障・事故の状況を通報

通報は#9910、110 番または非常電話へ



ハザードランプを点灯させ路肩に停車

発煙筒 三角停止表示板等を後方に設置

発煙筒

「災害発生プロセス」に沿った取り組み

交通労働災害を含め、全ての災害は下図「災害発生プロセス」に沿って発生します。このプロセスに沿って考えると、事業者や運転者が実施する各対策は次のように位置づけられます。事業者が実施する事項が、より上流側に作用することに特に注目してください。

事業者と運転者が一丸となって論理的な安全衛生管理の推進・定着を目差しましょう。

事業者が実施する事項

- 運行状況・作業状況等の実態把握、交通安全情報マップの作成等
.....「危険源」と「人」が接触する機会を把握する。
- 労働時間等の管理、走行管理、教育の実施、荷主等による配慮、健康管理等
.....主に「危険状態」や「危険事象」の発生を防ぐ。

運転者が実施する事項

- 睡眠と休息の確保
.....主に「危険事象」の発生を防ぐ。
- 運転中の前方確認、車間距離の確保、法定速度の遵守等
.....主に「回避」の成功を促す。

災害発生プロセス



危険源（ハザード）： リスクが生ずる原因となるもの、災害を起こす根源となるもの
危険状態： 人間が危険源に近づいた状態
危険事象： 安全対策の不足や不備、あるいは人の誤りのあった場合に危害を受ける事象
回避： 危険事象が発生した場合に、人が逃げること
危害： 災害が発生し、人が身体的障害、健康障害を受けること
リスク： 人が危険源に近づく、又は危険源が人に近づいたことによって発生する危害の「発生確率」と「ひどさ」の組み合わせ

パラダイムシフト

「絶対安全」はあり得ない。

災害の起きない状態を「安全」とする桃源郷から、わたしたちを困む万物を「危険源」とし、危なさ加減を測り、それを承知して挑んでいる状態である、真の「安全」へ。

論理的な安全衛生管理の推進は、「安全」の認識を変えることから始まります。

論理的な安全衛生管理の推進・定着

未来の確かさは、論理的な安全衛生管理によって実現されます。

経験や感覚だけでなく、科学的な根拠を伴った調査を継続し、安全衛生管理を深化させましょう。

